

参加者の有無を確認する公募手続に係る説明書

1 目的

特定の者と随意契約しようとする本業務について、特定の者以外で下記の応募要件を満たし、本業務の受託を希望する者の有無を確認するため、参加意思確認書の提出を公募により求めるものです。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる者が1者の場合には、相手方を特定した随意契約の手続に移行する予定です。

応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合には、当該応募者に対して、企画競争を実施する予定です。

2 業務の概要

- (1) 委託名 岡山市子育て世帯訪問支援事業業務委託（単価契約）
- (2) 業務内容 別紙仕様書（案）のとおり
- (3) 業務目的 本事業は、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。
- (4) 委託期間 契約日から令和8年3月31日まで

3 応募要件

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (3) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載され、役務部門に登録があること。現在、有資格者名簿に登載がない者も参加意思確認書を提出することができるが、参加意思確認書の提出と併せて有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けること。
- (4) 参加意思確認書の提出日において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (5) 暴力団もしくは暴力団員でないこと。また、その統制のもとにないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 公示日において、令和2年4月1日以降に計3年以上の児童福祉に関する訪問支援実

績または訪問支援実績のある団体等と連携・協働して行った活動実績を有すること。

4 日程及び期限

内 容	日程・期限
説明書等の交付	公示日から令和7年2月25日（火）正午まで
説明書等に関する質問受付	令和7年2月13日(木)午後5時まで（必着）
説明書等に関する質問回答	令和7年2月18日(火)午後5時までに岡山市ホームページ上に掲載
参加意思確認書の提出	令和7年2月18日（火）から令和7年2月26日(水) 正午まで（必着） ※各日午前9時から正午、午後1時～午後5時（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
企画提案書等の提出 ※応募要件を満たす者が複数いる場合のみ。企画競争を実施する場合には別途通知する。	企画提案書・見積書の提出期限予定 令和7年3月7日（金）正午まで 企画提案書ヒアリング予定 令和7年3月12日（水）予定

5 説明書等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）からダウンロードすること。

アドレス：<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000068132.html>

6 説明書等に関する質問の受付及び回答

（1）受付方法

電子メールで、メール件名を「【参加公募質問】岡山市子育て世帯訪問支援事業業務委託（単価契約）」として下記メールあてに送信すること。

電子メールアドレス：kodomofukushi@city.okayama.lg.jp

※送信後は必ず電話により受信の確認を行なうこと。

（2）回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ掲載します。

7 参加意思確認書等の提出

（1）提出書類

- ①参加意思確認書（様式1）
- ②業務実績報告書（様式2）

③有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けるための書類（該
当者のみ）

（2）提出方法

持参のみ

（3）提出場所

岡山市本庁舎 9階 こども福祉課

8 その他留意事項

- （1）参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書を無効とします。
- （2）参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- （3）提出された参加意思確認書は、返却しません。
- （4）提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用はしません。
- （5）提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- （6）参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等を行うことがあります。
- （7）応募要件を満たさないとの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日（岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）第1条に規定する市の休日を除く。）以内に、書面により、当課に対し応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができます。
- （8）応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して10日以内に、書面等により回答するものとします。
- （9）仕様書（案）は、現段階での案であり、予算その他本市の事情により一部変更を行なう場合があります。
- （10）本業務に係る予算は、岡山市令和6年度当初予算案に計上され、岡山市2月定例市議会に提案を予定していますが、予算案が可決・成立しない場合は、本業務の執行は行いません。なお、その場合の応募者における損害について、市は一切負担しません。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市岡山っ子育成局子育て支援部

こども福祉課（岡山市役所本庁9階） 担当：岩田、二宮、服部

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：086-803-1223 FAX：086-803-1719

電子メール：kodomofukushi@city.okayama.lg.jp